

2020 年 9 月

香港・英国弁護士 中村 祐子
日本・米国ニューヨーク州弁護士 中川 裕茂
日本弁護士 横井 傑

1. 創刊のご挨拶

この度、AMT の香港プラクティスの拡充に伴い、これまで長きにわたり AMT が発行して参りました CHINA LEGAL UPDATE とは別に、新たに香港法に関する独自の観点での情報提供を目的とする HONG KONG LAW NEWSLETTER を創刊する運びとなりました。

今回より香港法にかかる最新のアップデートや重要問題に関するトピックを扱ってまいります。本ニュースレターが皆さまのお役に立つことを心より願っております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

まず本ニュースレターの執筆・編集担当者について以下簡単にご紹介させていただきます。

執筆・編集担当者：

弁護士 中村 祐子(ひろこ)

Nakamura & Associates Principal、AMT シニア・フォーリン・カウンセラー

香港と英国の資格を持つ中村祐子弁護士は、2019 年に AMT に入所し、同年 12 月に AMT のグループファームたる香港の法律事務所 Nakamura & Associates を開設しました。中村は香港で 20 年以上に渡り日系企業の法務案件を扱ってきた経験を持ちます。

弁護士 中川 裕茂(ひろしげ)

AMT パートナー、元北京オフィス首席代表

中川弁護士は、長年にわたり、グレーターチャイナ全域に関わる法務を中心に取り扱っています。M&A、不祥事対応、独禁法対応、訴訟・仲裁対応、アンチダンピング対応等取り扱い分野は多岐にわたります。

弁護士 横井 傑(すぐる)

AMT アソシエイト、元北京及び上海オフィス代表

横井弁護士は、グレーターチャイナ全域に関わる法務を中心に取り扱っています。北京及び上海での長期の駐在経験を持ち、香港とメインランドチャイナの法務一般を複合的に扱えるほか、アンチダンピング対応等の通商分野にも強みを持ちます。

2. 香港個人情報保護法の概要

香港・英国弁護士 中村 祐子

日本弁護士 横井 傑

初回のピックとして、ワールドワイドで重要度が増してきております個人情報保護について、香港法の概要や、最近の状況について解説します。

香港では 1995 年にアジアで最も早い地域の 1 つとして当時の EU 法をベースとした個人情報保護に関する法律 the Personal Data (Privacy) Ordinance (「PDPO」)が制定されました。

その後も EU の General Data Protection Regulation 及び他のコモンローの国であるオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、シンガポールなどの法律とその運用状況に影響を受けながら実務が発展しております。

香港で個人情報を収集する企業におかれましては PDPO の規定に留意される必要があります。

1. 個人情報保護法の概要

香港の個人情報保護に関する法律は Personal Data (Privacy) Ordinance (「PDPO」)といい、1995 年に公布され、1996 年 12 月 20 日に施行されました。その後、2012 年にダイレクトマーケティング(すなわち、郵便物、電子メールの送付などによる商品・サービス等の販売促進行為など)における個人情報の利用規制、及び、個人情報の越境移転に関する規制等を導入する法改正がなされましたが、そのうちダイレクトマーケティングに個人情報を利用する場合の規制に関する規定のみ同年 10 月 1 日に施行され、一方、個人情報の越境移転に関する規定は現在まで未施行のままとなっています。

個人情報保護を監督する監督当局として、the Office of the Privacy Commissioner for Personal Data (「PCPD」)が設置されています。

PDPO で使われている主な用語の定義：

・「個人情報」：以下の 3 つの要件を全て満たす情報であると定義されています。

- (a)生存する個人に直接または間接に関連する情報であること
- (b)その情報から直接または間接に個人を特定できる情報であること
- (c)アクセス(閲覧・取得・問い合わせなどを含む)、または処理できる形で存在する情報であること

・「データユーザー」：単独または他人と共同で個人情報の収集、保有、処理または利用をコントロールする者。一般的に企業の皆様は、雇用主として、または顧客との関係でデータユーザーとなります。

・「データプロセッサー」：誰かの代理で、そして、自分の目的のためではなく、個人情報の処理をする者。ビジネスとして企業の皆様がこのデータプロセッサーになることも考えられます。現在のところ、データプロセッサーは PDPO の対象にはなっておりません。以下述べるように、データプロセッサーが PDPO の規定に違反することを防ぐため、契約に適当な規定を盛り込む、もしくはその他の方法をとることがデータユーザーに義務付けられています。

・情報の「利用」：「利用」には情報の公開と移転も含まれます。

2. 個人情報保護にかかる 6 つの基本原則

PDPO では個人情報保護の基本として次の 6 原則が定められています。

(1) 原則 1: 個人情報の収集の目的及び収集方法

個人情報の収集は、データユーザーの活動に直接関連する合法的な目的のため、その収集がその目的のため必要またはその目的に直接関連するもので、ただし収集する情報はその目的のため適当なもので必要以上の情報は収集しないこととする。

また、個人情報を収集する場合、データユーザーは、当該個人情報が属する主体(data subject、以下「データ主体」)に対し、個人情報収集時またはそれ以前に以下の各事項を通知しなければならない。

- ① 個人情報の提供が義務であるか任意であるか
- ② 個人情報の提供が義務である場合、提供しない場合に受ける影響
- ③ 個人情報の利用目的
- ④ 個人情報の移転先
- ⑤ 個人情報へのアクセスまたは個人情報の訂正を求める権利を有すること
- ⑥ 上記⑤のクエストに対応するデータユーザー側の担当者の氏名(または役職名)及び住所

【コメント】

PDPO 上の義務ではありませんが、PCPD は、書面の形で、上記の通知事項を通知し、個人情報の提供について同意を得るため Personal Information Collection Statement (「PICS」)(個人情報収集のための説明)を別途準備し、データ主体の署名(もしくはそれに匹敵するもの)を取得することを奨励しています。

なお、PICS は収集する個人情報の収集目的及びその他状況に合わせたものを準備する必要があります。

(2) 原則 2: 個人情報の正確性及び保有期間

データユーザーは、個人情報の正確性を確保し、利用目的の達成に必要な期間を超えて保管してはならない。

(3) 原則 3: 個人情報の利用

データユーザーはデータ主体の事前同意なく個人情報を新しい目的のために利用してはならない。

【コメント】

上記のとおり、個人情報について収集時にデータ主体に通知した利用目的とは別の新しい目的が事後的に発生した場合(新たな第三者に対する情報の開示または移転を含む)、別途 PDPO が規定する形式に則ってデータ主体の同意を取得する必要が生じます。したがって、個人情報を収集する場合には、データ主体に対し、予め可能な限り広範囲の目的を通知しておくことが望ましいと考えます。

(4) 原則 4: 個人情報のセキュリティ対策

データユーザーは、個人情報が不正または偶発的にアクセス(閲覧・取得・問い合わせを含む)され、及

び、処理、削除、逸失または利用されないように実行可能なすべての措置を執らなければならない。

また、データユーザーが情報処理を外部（香港内外に関わらず）のデータプロセッサーに委託する場合、データユーザーには契約その他の方法で個人情報不正または偶発的にアクセス（閲覧・取得・問い合わせを含む）され、及び、処理、削除、逸失または利用されることを防ぐ義務が課せられている。

(5) 原則 5: 一般への情報公開

データユーザーは、いかなる者もデータユーザーの個人情報にかかるポリシーについてアクセス（閲覧・取得・問い合わせを含む）でき、また、その保有する個人情報の種類、主たる利用目的を知ることができるように実行可能なすべての措置を執らなければならない。

(6) 原則 6: 個人情報へのアクセス

データ主体は個人情報へのアクセス（閲覧・取得・問い合わせを含む）及び訂正を求める権利等を有する。

3. ダイレクトマーケティングへの個人情報の利用

PDPO は、特定の者に対する郵便物、電子メールの送付もしくは電話などによる商品・サービスの販売促進等、またはチャリティー、娯楽、文化、政治等ための勧誘もしくは寄付を求める等の目的で同様の手段をとること（ダイレクトマーケティング（「DM」））に個人情報を利用する場合の規制についても定めています。

データユーザーは、DM に個人情報を利用する場合、データ主体に対し、利用目的（DM への利用）、利用予定の個人情報の種類、及び DM の対象の部類に関する情報をわかりやすい方法で提供したうえで、データ主体の同意を取得しなければなりません。また、データユーザーは、同意の取得に際し、データ主体に対し、データ主体が無償で同意を示す方法を提供する必要があります。

4. 個人情報の越境移転

2012 年法改正で新しく定められた PDPO 第 33 条は、データユーザーが香港で収集した個人情報の香港域外への移転につき、特定の要件（例えば、データ主体の書面同意の取得、データユーザーに移転先の法律が PDPO に酷似していると信じるに足る合理的な理由がある場合など）を満たした場合にのみ認めると規定しています。しかしながら、同条は今のところ施行されておらず、施行の目途も立っていません。つまり、現状では香港で収集した個人情報の香港域外への移転について何ら規制はなく、データ主体の同意も必要ありません。一方、世界中で個人情報保護の必要性が高まってきており、いつ PDPO 第 33 条が施行されてもおかしくないため、今のうちから PICS の中で個人情報の越境移転もカバーし、データ主体の書面による同意を得ておくことが望ましいと考えます。

5. 今後の立法動向とまとめ

今年 1 月、香港政府と PCPD は、PDPO を国際標準に合わせるため以下の内容の PDPO の修正提案を共同で香港の立法議会に対して提出いたしました。この提案は国際法である European General Data Protection Regulation、並びに、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びシンガポールの法律とその運用経験からも影響も受けております。

- (1) 個人情報保護義務違反事案の発生時の PDPO 及び被侵害者（Impacted individuals）に対する通知制度の義務化

(2) 個人情報の保有期間規制の強化

⇒データユーザーによる個人情報保有ポリシー(保有期間の記載を含む)の備置、データユーザーのデータ主体に対する個人情報保有ポリシーの内容の通知義務

(3) PCPD の執行権限の強化

⇒データユーザーによる個人情報保護義務違反にかかる課徴金の新設。課徴金の金額はデータユーザーの年間売上高に比例。

(4) データプロセッサーに対する PDPO 遵守義務の直接賦課

⇒第三者から個人情報の処理を請け負うデータプロセッサーにつき、従来はデータユーザーとの契約を通じて間接的に遵守させていたところ、個人情報の保有、セキュリティ対策、個人情報保護義務違反事案の発生時の通知にかかる義務を直接に負わせる。

(5) 「個人情報」の定義の修正及び拡大

⇒他の情報と組み合わせる個人を特定する情報への保護の拡大

(6) 個人情報の不正な開示の取り締まり強化

⇒脅し・いじめ等を目的として第三者が個人情報をインターネット上に不正にさらすことを取り締まることができるようにし、PCPD に対し、ネット上に不正に開示された情報の削除や調査・訴追にかかる権限の付与

上記 6 提案は発表されたばかりであり、法案にもなっていないため、将来 PDPO が改正される見通しは未だ立っていません。しかしながら、個人情報保護の強化は世界的な趨勢であり、近年益々注目されているため、今後の立法動向には注目しておく必要があります。新しい動きがあり次第、当事務所でも本ニュースレター等を通じて引き続き皆様にお知らせするようにいたします。

企業の皆様におかれましては、本稿でご説明したとおり、業務の過程や、従業員を雇用する際などに香港で個人情報を収集する場合には、上記の PICS をご準備のうえ個人情報の香港域外への移転にかかる事項を含む必要事項についてデータ主体の同意を取得すること、また、個人情報の処理を第三者に委託する場合には、当該データプロセッサーが PDPO を遵守するよう業務委託契約において個人情報保護に関する規定を定めることにご留意いただくことが必要と考えます。

2021 年 11 月 15 日

香港個人情報保護法のアップデート

2020 年 9 月の HONG KONG LAW NEWSLETTER で、**香港個人情報保護法**(Personal Data (Privacy) Ordinance (「PDPO」))の概要をお知らせしましたが、このたび、PDPO へ新しい規定が追加されることになりましたので、以下その概要をお知らせいたします。具体的には、5. 今後の立法動向とまとめの(6)に関連するものです。

脅し・いじめ等を目的として第三者が個人情報をインターネット上で不正にさらすことを取り締まるために、2021 年 10 月 8 日に施行された以下の新たな規定が PDPO に追加されました。

新しい規定の内容は以下の通りです。

- データ主体もしくはその家族に対するハラスメント、いじめ、嫌がらせ、脅し、脅迫、または心的・精神的危害を与える、自身の安全について憂慮させる、もしくは、財産へ損害を与えるという意図を持って、もしくはそのような害が起こることに意を介さずに、データ主体の同意なく個人情報を開示することを刑事罰の対象とする。
当該罪で有罪となった場合において、実際に害が発生した場合、最高 5 年の禁固刑と最高 HK\$1,000,000(約 14 百万円)の罰金。

- 実際にそのような害が発生しなかった場合でも、そのような意図があった、または害が起こることに意を介さずに個人情報の開示をした場合にも、当該罪に問われることになる。
有罪となった場合、最高 2 年の禁固刑及び罰金最高 HK\$100,000(約 140 万円)。

補足までに、これまでも PDPO の既存の規定により、「データユーザーの許可なく」、金銭その他の資産を得る、データ主体に損害を与える、もしくはデータ主体に精神的苦痛を与える、という意図をもって個人情報を開示することは犯罪行為(刑事罰の対象行為)であったが、罪状の立証等の難しさからこれまでデータユーザーを有罪にすることはほとんどできていなかった。今回の規定は「データ主体」の許可がない開示を対象としている。)

- 上記に伴い PDPO の監督・法令執行当局である The Privacy Commissioner for Personal Data(「PCPD」)に新たに以下のような強い調査権力を与える。

- ・令状なしに容疑者を逮捕できる。
- ・家宅捜査令状を取ることができる。
- ・家宅捜査を行い、証拠を押収することができる。

- 当該規定に違反し個人情報の違法な開示がされた場合、データ主体が香港の居住者であるか、または開示された際に香港にいた場合は、当該個人情報を使用停止または制限をすることができる立場にいる者に対し、PCPD は情報の使用停止または制限等を求める「停止通知(Cessation Notice)」を出せる。「停止通知」で指示されたアクションを合理的な理由なく規定の時間内に採らなかった場合、刑事責任が問われることになる。

PCPD は、香港で情報停止等のアクションを取る者がいない場合に限って、当該「停止通知」を、電子メ

ッセージを使い、海外のサービスプロバイダー（ソーシャルメディアのプラットフォームなど）にも送ることができる。この新しい追加の規定は、（非常に限られた範囲ではあるが）「域外適用」の効果を持つと考えられており、海外のソーシャルメディアのプラットフォーム運営者からは運用等につき危惧する声が上がっている。この点、実際に海外のサービスプロバイダーに対してどのように執行等を行うかについては今後の動きをみる必要がある。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
香港・英国弁護士、Nakamura & Associates Principal、AMT シニア・フォーリン・カウンセラー
中村 祐子(hirokohxn.nakamura@amt-law.com)
日本弁護士、AMT パートナー
中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士、AMT アソシエイト
横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - CHINA LEGAL UPDATE 及び HONG KONG LAW NEWSLETTER のバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビルディング

NAKAMURA & ASSOCIATES

Suites 4110-4111, 41/F., Jardine House
1 Connaught Place, Central, Hong Kong
